

山口型小規模農林漁家民宿認定要綱

(趣 旨)

第1条 ゆとりややすらぎを求める都市住民のニーズに応えるとともに、農林漁家所得の向上と農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の傍ら副業として行う小規模な農林漁家民宿（以下「農家民宿等」という。）の普及を進めることとし、本要綱において、当該農家民宿等の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 本要綱において、農家民宿等とは、人を宿泊させ、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）」第2条で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する施設であって、農林漁業者又は農林漁業者が組織するグループが営業を行う定員5人以下の民宿をいう。

(認定の申請)

第3条 本要綱に従って農家民宿等の営業を行おうとする者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に係る許可申請前に、「農家民宿等認定申請書」（別紙様式1）を中山間地域づくり推進室長に提出するものとする。

(認定等)

第4条 中山間地域づくり推進室長は、前条に定める申請の内容を審査し、第2条に定める農家民宿等に該当すると認定した場合には、申請者に「農家民宿等認定書」（別紙様式2）を交付するものとする。

2 前項の認定を受けた者は、当該農家民宿等の所在地を管轄する環境保健所長（所在地が下関市又は萩市の区域内である場合にあってはそれぞれの長。第5条第2項において同じ。）に旅館業法に係る許可を、又は、同所長（所在地が下関市の区域内である場合にあっては下関市長。第5条第2項において同じ。）に食品衛生法に係る許可を申請する際に、「農家民宿等認定書」の写しを提出するものとする。

(認定の取消し)

第5条 認定を受けた農家民宿等が、当該認定に係る要件を満たさなくなった場合には、中山間地域づくり推進室長は認定を取り消すことができる。

2 中山間地域づくり推進室長は前項の規定により認定を取り消した場合は、当該農家民宿等の所在地を管轄する環境保健所長に、その旨を通知するものとする。

(農家民宿等営業者の義務)

第6条 農家民宿等を営業する者は、次に掲げる義務を履行するものとする。

- ① 宿泊者の事故に対応するため、保険又は共済制度に加入すること
- ② 1年に1回、県等が実施する食品衛生に関する講習を受講すること
- ③ 1年に1回、提供した役務の内容及び宿泊者数整理簿（別紙様式3）を中山間地域づくり推進室長に提出すること

(指 導)

第7条 中山間地域づくり推進室長は、農家民宿等の営業が適正に行われるよう、生活衛生課長と連携し、適宜、指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

農家民宿等認定申請書

年 月 日

山口県地域振興部中山間地域づくり推進室長 様

申出者 住 所

氏 名

(グループにあってはグループの名称及び代表者の氏名)

電話番号

F A X

農家民宿等の認定を受けたいので、山口型小規模農林漁家民宿認定要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 宿泊施設の名称及び所在地
宿泊施設の名称：
所在地：

2 宿泊施設の部屋数： 畳 部屋、 畳 部屋、合計 畳 部屋
宿泊施設の収容人数：

3 営業期間：

4 経営する農林漁業の別：農業、林業、漁業
経営する農林漁業の経営規模：田 a、畑 a、山林 h a
年間の漁業従事日数 日

5 提供する役務の内容

6 その他

(関係書類)

- 1 農林漁業者であることの市町長等の証明（例：農家台帳等）
- 2 農家民宿等を実施しようとする建物の平面図、付近の見取り図、写真
- 3 水道水以外の水を使用する場合は水質検査証の写し

中山間第 号
年 月 日

農家民宿等認定書

様

山口県地域振興部中山間地域づくり推進室長

年 月 日付けで認定の申請のあった下記の宿泊施設については、山口型小規模農林漁家民宿認定要綱第4条第1項の規定に基づき、農家民宿等として認定します。

記

宿泊施設の名称：

所在地：

